

北海道公立大学法人札幌医科大学施設及び附属病院施設電力需給仕様書

札幌医科大学大学施設及び附属病院施設の電力需給については、契約書に定めるほか、この仕様書の定めるところによる。

1 概要

- (1) 需要場所（受電地点） 札幌医科大学附属病院地下2階主電気室
- (2) 住所 札幌市中央区南1条西16丁目
- (3) 業種及び用途 大学施設及び大学附属病院施設

2 仕様

(1) 電力供給条件

- ア 受電方式 交流3相3線式3回線スポットネットワーク方式
- イ 標準電圧 30,000V
- ウ 計量電圧 6,000V
- エ 標準周波数 50Hz
- オ 受電施設の総容量 7,500kVA
- カ 非常用自家発電設備 あり
- キ 常用自家用発電設備 あり

(ガスエンジン発電設備～交流3相3線式6,600V、1,160kVA×2台、系統連系あり、発電機の運転時間は、毎日午前6時から午後8時まで)

(2) 年間予想使用電力量及び契約電力

- ア 年間予想使用電力量は19,371,000kWhとし、その内訳は昼間電力量9,500,000kWh、夜間電力量9,871,000kWh、自家発補給電力量0kWhである。これは、令和6年10月から令和7年9月までの使用見込み電力量である。したがって、実際の電気使用時には電力量の増減がある。

- イ 昼間時間は、毎日午前8時から午後10時までの時間をいう。

ただし、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日及び12月31日の該当する時間を除く。

- ウ 夜間時間は、昼間時間以外の時間をいう。

- エ 契約電力 ① 常時契約 4,600kW
② 自家発補給電力 930kW

- オ 力率85%以上で、100%を目途に運用をしている。月別の力率は実測値によるものとする。

- カ 損失率は、新電力会社が契約の相手方となったときは、北海道電力株式会社電力託送センターと「使用電力量等に関する協定」を締結する必要がある。

(3) 契約期間の電力消費計画

| 月 | ① 常時契約 | | | | | ② 自家発補給電力 | | |
|-----|----------------|----------------|---------------|-----------|--------------|-------------------|-----------|--------------|
| | 昼間電力量 (kWh) | 夜間電力量 (kWh) | 電力量計 (kWh) | 力率 (%) | 契約電力 (kW) | 自家発補給電力量 (kWh) | 力率 (%) | 契約電力 (kW) |
| 10月 | 694,000 | 754,000 | 1,448,000 | 100 | 4,600 | 0 | 85 | 930 |
| 11月 | 689,000 | 752,000 | 1,441,000 | 100 | 4,600 | 0 | 85 | 930 |
| 12月 | 778,000 | 811,000 | 1,589,000 | 100 | 4,600 | 0 | 85 | 930 |
| 1月 | 758,000 | 891,000 | 1,649,000 | 100 | 4,600 | 0 | 85 | 930 |
| 2月 | 734,000 | 799,000 | 1,533,000 | 100 | 4,600 | 0 | 85 | 930 |
| 3月 | 756,000 | 810,000 | 1,566,000 | 100 | 4,600 | 0 | 85 | 930 |
| 4月 | 662,000 | 730,000 | 1,392,000 | 100 | 4,600 | 0 | 85 | 930 |
| 5月 | 637,000 | 826,000 | 1,463,000 | 100 | 4,600 | 0 | 85 | 930 |
| 6月 | 873,000 | 759,000 | 1,632,000 | 100 | 4,600 | 0 | 85 | 930 |
| 7月 | 953,000 | 924,000 | 1,877,000 | 100 | 4,600 | 0 | 85 | 930 |
| 8月 | 1,098,000 | 950,000 | 2,048,000 | 100 | 4,600 | 0 | 85 | 930 |
| 9月 | 868,000 | 865,000 | 1,733,000 | 100 | 4,600 | 0 | 85 | 930 |
| 計 | 9,500,000 | 9,871,000 | 19,371,000 | | | 0 | | |

(4) 開始日及び使用期間

令和6年10月1日午前0時から令和7年9月30日午後12時まで

(5) 需給地点

札幌医科大学の受電室内に施設した札幌医科大学の断路器電源側接続点

(6) 保安上責任分界点

需給地点に同じ

(7) 計量地点

札幌医科大学が設置した受電用変圧器の二次側端子

(8) 工作物の財産分界点

受給地点に同じ。ただし、計量地点に供給者が設置した計量装置等は供給者の所有または管理責任物とする。

3 その他

(1) その他の要因による電気料金の調整及び仕様書に定めのないその他の供給条件については、電力供給者と需給者の協議のうえ定めるものとする。

(2) 料金その他を計算する場合の単位及びその端数処理は次のとおりとする。

ア 使用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。

イ 力率の単位は、1パーセントとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。

ウ 料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下を切り捨てる。